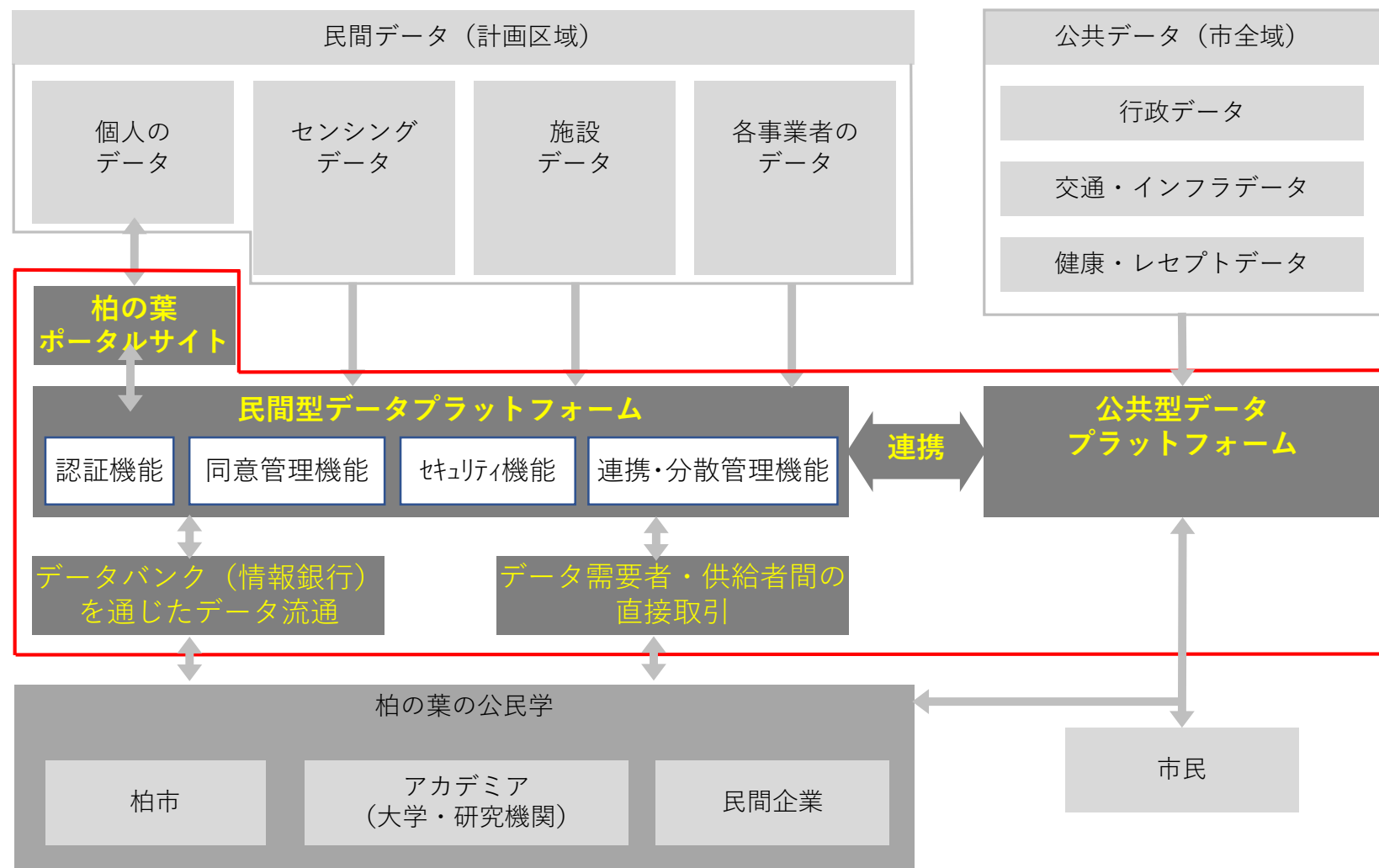


柏の葉データプラットフォームについて

三井不動産株式会社
柏の葉街づくり推進部
吉崎 典孝





目的① 『 個人向けの利便性の高いサービス提供 』

⇒ データ活用により、より精度及び利便性の高いサービスを楽しむことができる。

目的② 『 事業者向けの新たなビジネス展開のためのサービス提供 』

⇒ 公民学、または事業者間を有機的に結合し、あらたな価値を生み出す循環を創り出す。

★ 様々な事業者間のコラボレーションが期待できる。

新たなプレイヤーの参入

まちづくりが加速



データの個人主権

〔活用方法、活用先の選択・同意〕

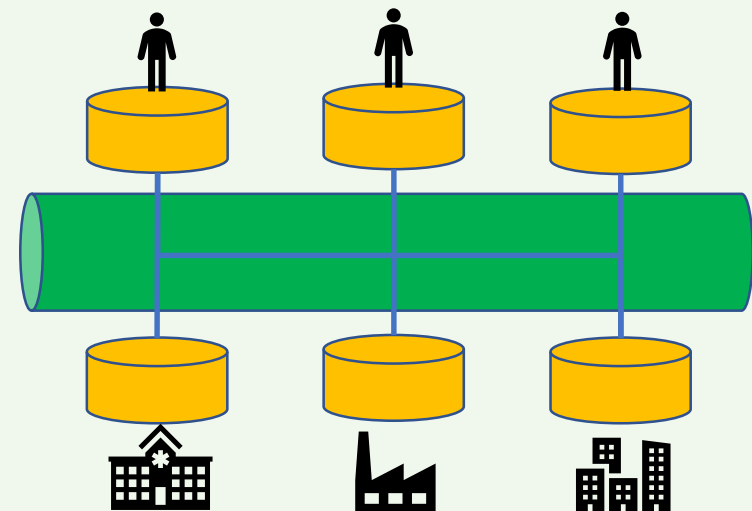
利用者は自身のパーソナルデータを、サービス内容や目的を理解し、価値を感じた利用ケースのみに同意することができる。

(同意要件は個人情報保護法に準拠)

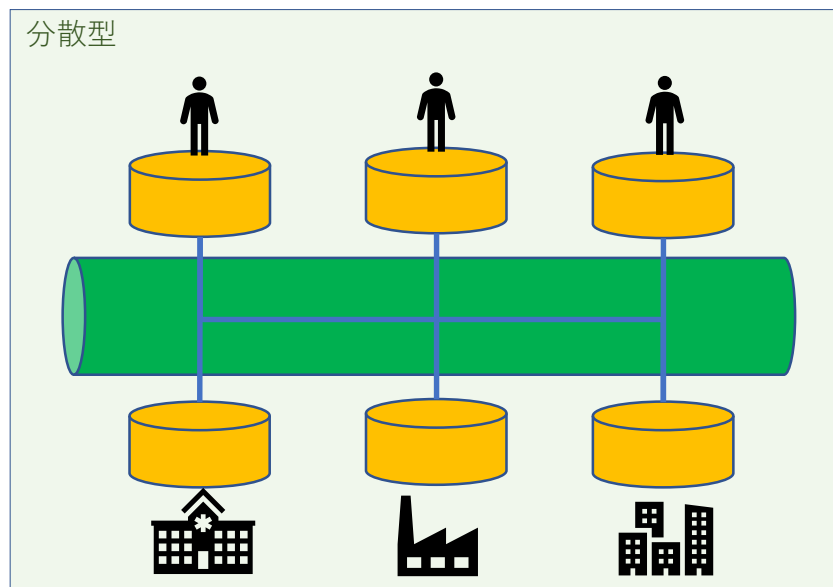
〔同意状況の管理〕

利用者は一度同意した内容に対し、同意期限の変更や取り消しを行うことができる。
また、自身のデータがいつ・どこに連携されたか確認できる。

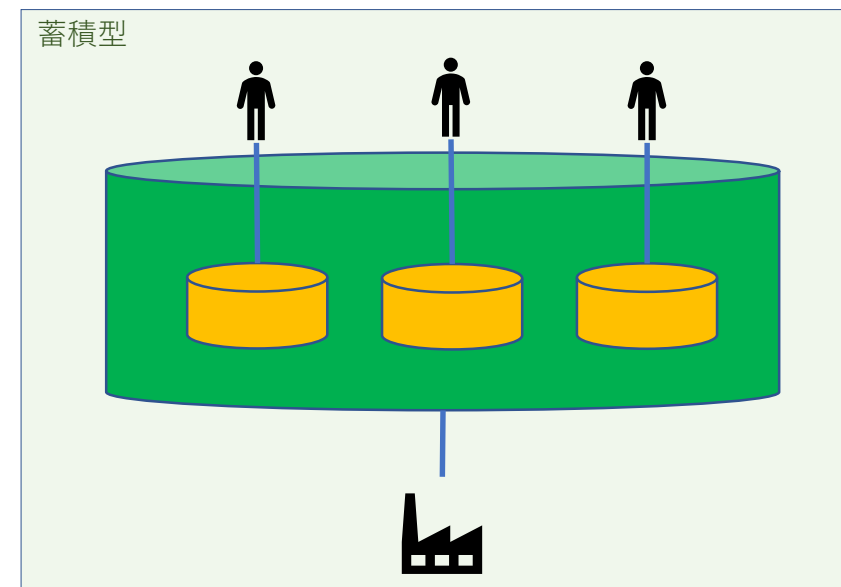
分散型プラットフォーム



データ流通の社会インフラ



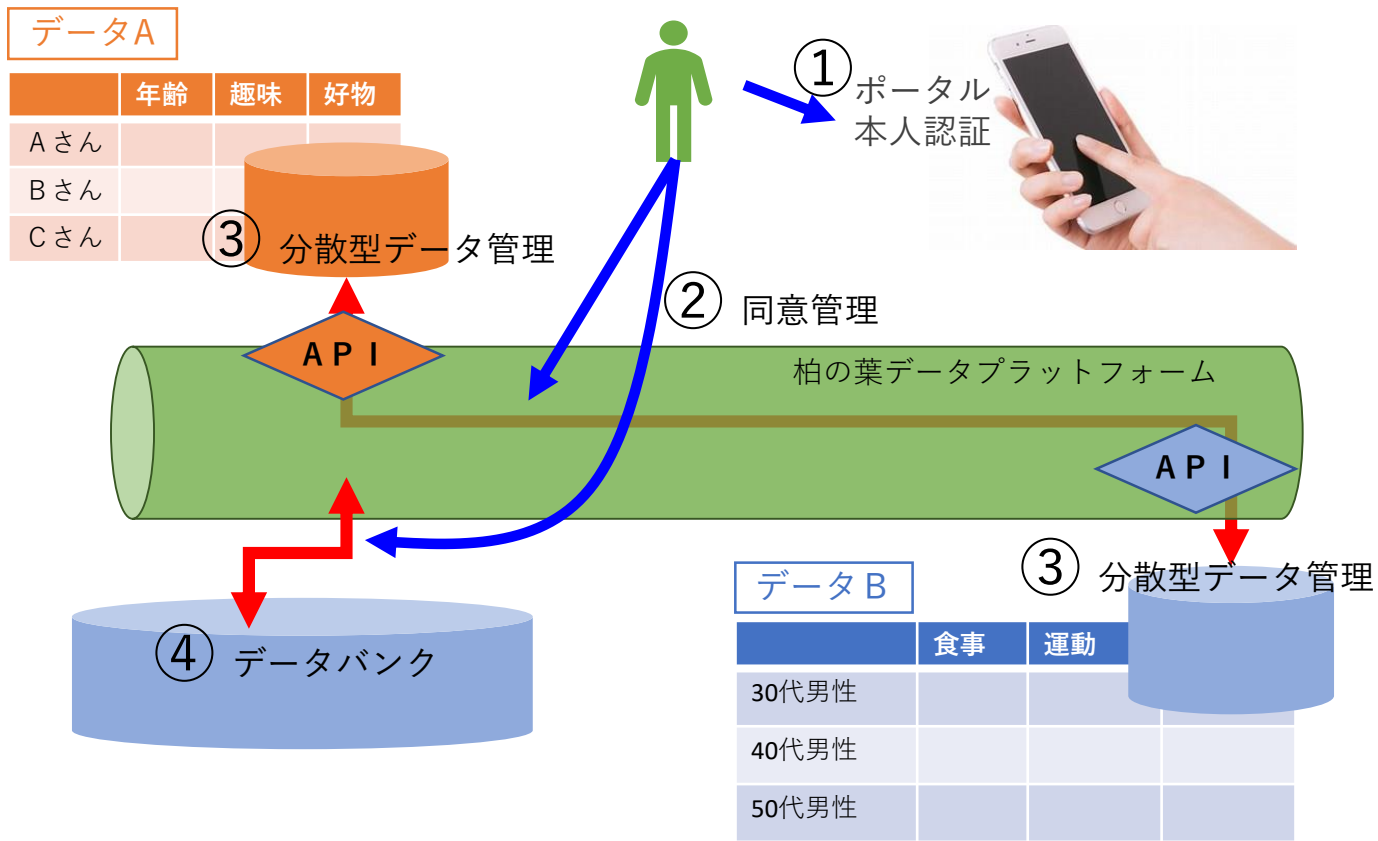
↑ 柏の葉データプラットフォームは分散型



まちづくりにおいては、

★ 参加する様々はプレイヤーが所有するデータを活用する仕組みが必要。

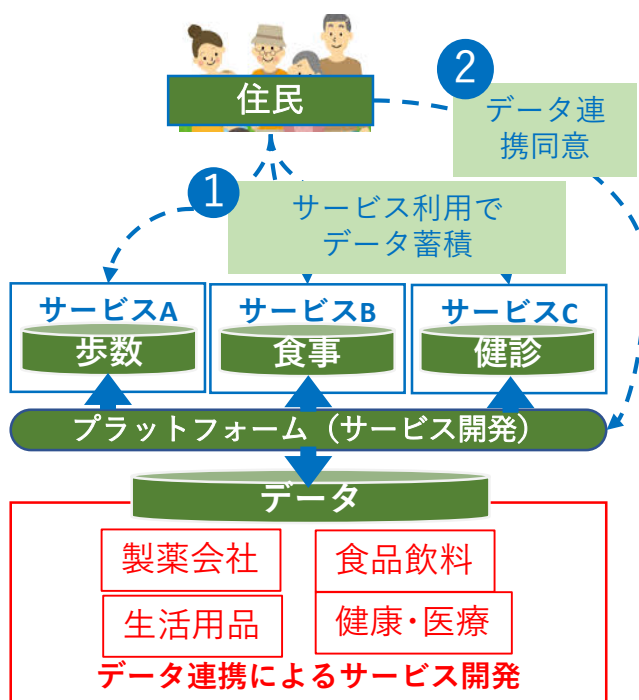
よって、データの種別・特性に応じて、運用方法の異なるデータプラットフォームを構築する必要がある。



①認証機能	「本人確認」「なりすましができない」など
②同意管理機能	「データ流通には本人の同意が必要」「同意状況も管理」
③分散型データ連携機能	「プラットフォームにはデータを蓄積しない」 「分散している他者のデータベースを連携させる」
④データバンク機能	「いわゆる情報銀行」

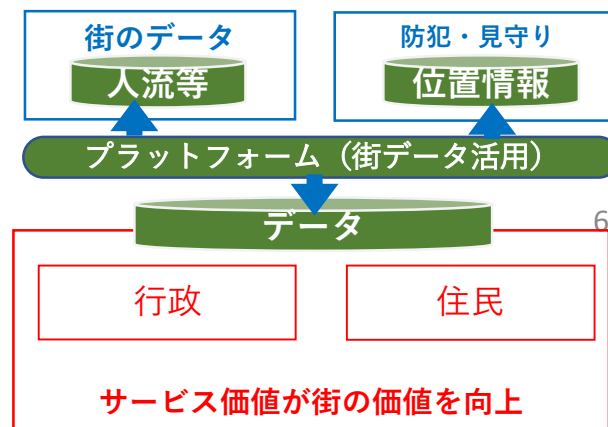
①サービス開発モデル

利用者に価値提供するサービスを事業者連携で開発



②街づくりモデル

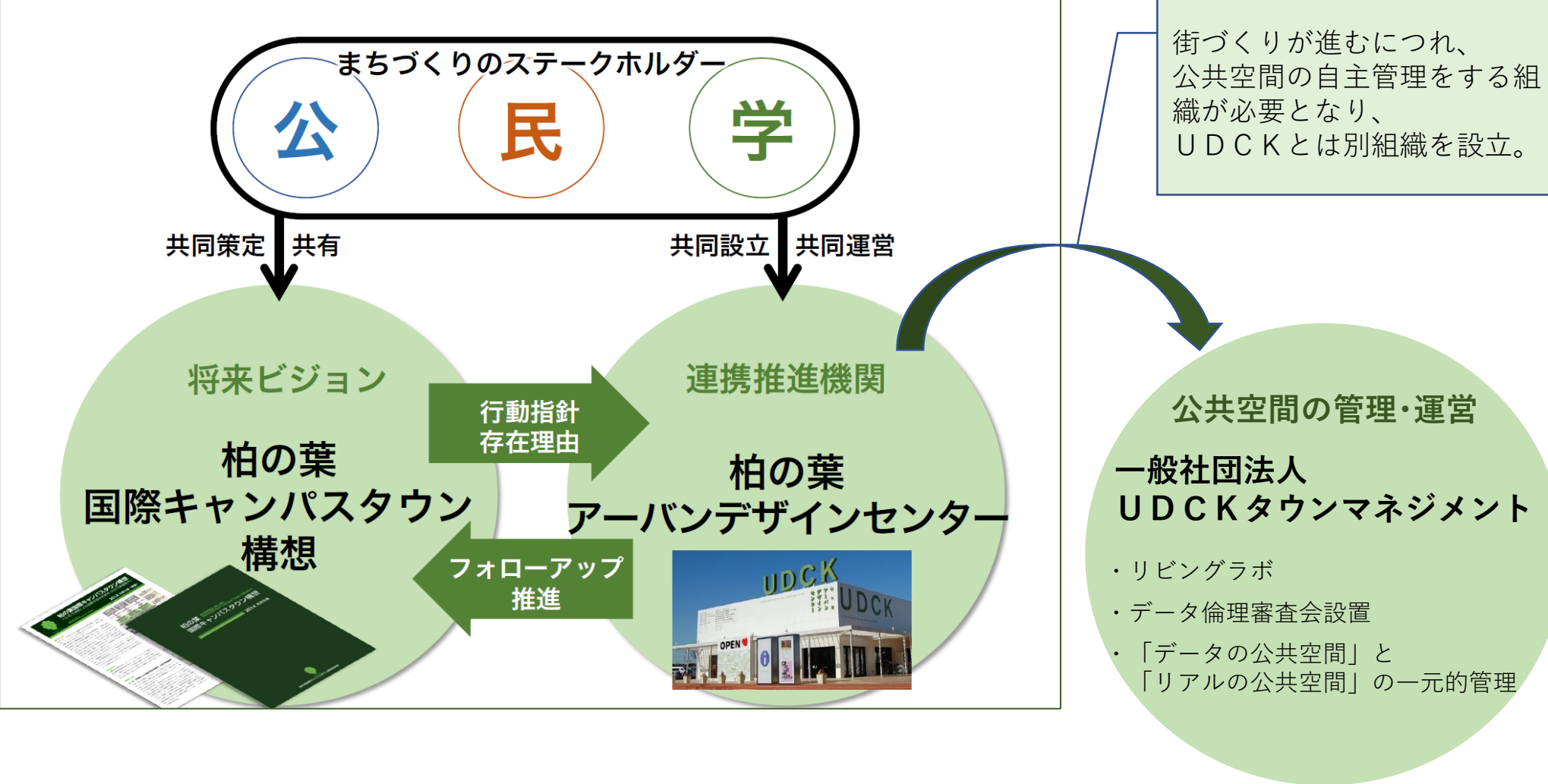
街のデータを活用し安心安全な街の実現。



データ流通インフラのガバナンス

一般社団法人UDCKタウンマネジメントの役割

柏の葉における公・民・学連携の構図：行政主導でないフラットな連携の形



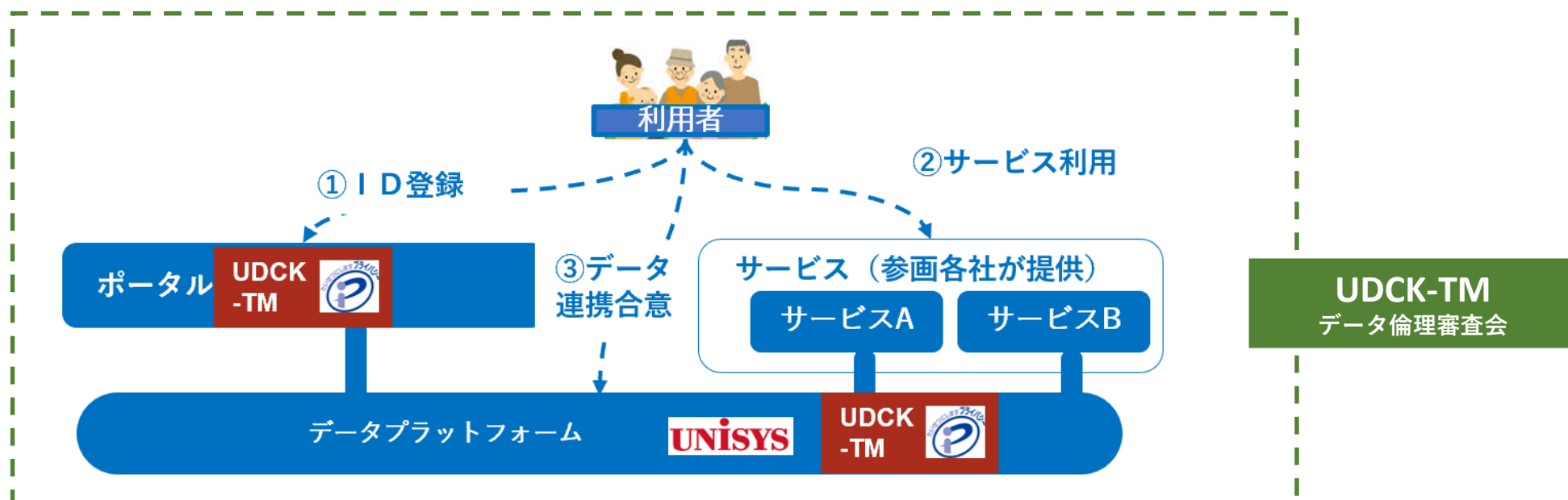
■ 役割・・・価値創造の全体のプロデューサー

①ポータル運営主体

②データプラットフォーム運営主体

- ・ 接続するサービス事業者を管理
- ・ サービス創出のコンサルティング

③データ倫理審査会の運営



- 個人情報扱うため、社則を定め、ガバナンス体制を強化
- 機動的に実務を行えるように職務権限を整えるが、理事会での意思決定を基本とする。

＜ご承認いただく社則＞

No.	カテゴリ	文書名
1	経営	定款
2	経営	職務権限規則
3	経理	経理規則
4	総務	決裁規則
5	総務	公印・押印規程
6	総務	文書規程
7	総務	契約管理規程
8	人事	就業規則
9	内部統制	リスクマネジメント委員会設置・運営要領
10	内部統制	内部相談制度規程
11	内部統制	リスク情報の管理・報告に関する規則
12	内部統制	リスク管理規則
13	内部統制	内部監査規程
14	内部統制	データ倫理審査会設置・運営要領
15	情報セキュリティ	情報管理規則 別表：情報セキュリティ管理体制
16	情報セキュリティ	個人情報取扱規程

＜（参考）マニュアル＞

No.	カテゴリ	文書名
17	内部統制	コンプライアンス規程
18	内部統制	反社会的勢力排除に関する実務指針
19	情報セキュリティ	情報セキュリティ・マニュアル
20	Webサイト	個人情報保護方針
21	Webサイト	特定個人情報基本方針
22	Webサイト	個人情報の取り扱いについて
23	Webサイト	Cookieおよびアクセスログについて
24	Webサイト	サイトご利用上の注意
25	Pマーク対応	重要情報資産に係る緊急事態対応要領
26	Pマーク対応	個人情報保護マネジメントシステム文書規程
27	Pマーク対応	入退管理手順書
28	Pマーク対応	個人情報開示対応手順
29	Pマーク対応	個人情報保護教育手順
30	Pマーク対応	苦情相談対応手順
31	Pマーク対応	是正処置手順
32	Pマーク対応	マネジメントレビュー手順
33	Pマーク対応	業務委託管理規程

■ 社則の中にデータ倫理審査会設置・運営要領を制定

目的

柏の葉データプラットフォーム（以下、「KDPF」）における個人情報の取り扱いが、「個人情報保護法」などの関連法令や指針、ガイドラインおよび（仮称）**柏の葉データ利用倫理原則**などを遵守したうえで、適切に運営されていることを審議し、必要に応じて助言を行う。

審査・助言項目

- 以下の事項（案）についてその適切性を審議し、必要に応じて助言を行う
 - KDPFを通じて委任した個人情報の利用目的
 - KDPFに委任した個人情報の第三者提供に係る条件の指定及び変更の方法（UI）
 - 提供先第三者の選定方法

審査会の構成

- 委員長：事務局長
- 委員：本事業の関係者以外の学識経験者及び有識者を含む3名以上とする。
- 構成員について、氏名および所属を原則として公開する。
- 審査会は原則として3箇月に1回程度で開催する。その他必要に応じ随時開催する。

バックグラウンド	期待される役割	備考	候補者例
セキュリティ専門家	● 情報セキュリティの面から意見や対応策の考え方を提示	他の委員の意見や提案に対し、セキュリティ面でのフィージビリティや合理性の観点から意見を提示することも期待される	● セキュリティの有識者/コンサルタント等
法律実務家	● 個人情報保護/プライバシー保護、その他人権保護（例：名誉毀損、損害賠償等）について意見や対応策の考え方を提示	実務的な面からの意見・提案等を期待	● 弁護士
データ倫理専門家	● 個人情報保護/プライバシー保護、その他人権保護（例：名誉毀損、損害賠償等）について意見や対応策の考え方を提示	より理念的な面からの意見・提案等を期待	● 法学者 ● （ジャーナリスト等）



■ データ倫理原則をデータ倫理審査会にて議論して定めていく

■ 柏の葉スマートシティの目標

- ・『課題先進国』である日本において、新たな都市像を確立し、『世界の未来像』をつくることが目標である。
- ・地域社会に必要な公的サービスを担う『公』、地域の活力と魅力の向上を担う『民』、専門知識や技術を基に先進的な活動を担う『学』の各主体が積極的に連携する柏の葉のポテンシャルを十二分に活用し、課題解決型街づくりを実現させる。
- ・柏の葉での実践から、柏の葉のみならず日本ひいては世界の発展に寄与することが目標である。

←

■ 柏の葉スマートシティ データ倫理原則（案）

上記の目標に照らし、以下データ倫理原則を定める。

【目的】

当プラットフォームは次の目的のためにある。

- ・住民・利用者の生活利便等の向上
- ・全産業の発展
- ・人類の技術、学問の発展

データ倫理審査会での決議前のため非公開

【データ流通の社会インフラ】

当プラットフォームはデータ流通基盤を整えることで、上記目的を達成する社会インフラである。インフラであるがゆえ、サステイナブルに維持されることを原則とする。

- ・ プラットフォームの目的
- ・ データの帰属
- ・ 個人に関する情報の主権

【データの帰属】

社会インフラであるから当プラットフォームはデータを保持せず、データは当プラットフォームを利用する個人・事業者等に帰属する。

について定める予定

【データの個人主権】

個人に関する情報はその当該個人に主権がある。

【三方良しの原則】

当プラットフォームは、かかわるものすべてにとって良いものを提供する。

「サービス利用者良し」「事業者良し」「地域社会良し」の「三方良し」を提供する。